

## 令和元年度第2回知立市子ども・子育て会議 会議録

日時：令和元年8月7日（水）

午前10時00分から

場所：中央公民館 中会議室

### ■委員出席者（計13名、敬称略・順不同）

蔭山英順、竹本有基、北村信人、草本美代子、福井信也、石原國彦、中井まゆみ、  
岩田直子、船戸早香、山村孝幸、清水雅美、宇野成佳、朝倉信哉

### ■委員欠席者（計6名、敬称略・順不同）

豊田かおり、川合大一郎、丸山晋二、大森尚、永田久枝、太田啓吾

### ■事務局

【福祉子ども部】 長谷

【健康増進課】 加藤

【学校教育課】 本多

【子ども課】 松永、渡辺、小林、都築、加藤、伊藤、宮内、野畑

### ■開会

（事務局）

おはようございます。まだお見えになっておられない方がいらっしゃいますが、時間になりましたので始めさせていただきますと思います。

皆様、本日はご多用なところ、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日の会議は知立市審議会等傍聴要領の規定に基づきまして、会議を公開としております。傍聴者の入場が可能となっておりますのであらかじめご了承くださいませよう、よろしくお願いいたします。

私は本日の司会を務めさせていただきます子ども課長の松永と言います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、会議に先立ちまして、市長より挨拶を申し上げます。よろしくお願いいたします。

（市長）

おはようございます。本日は、ご多用の中お集まりいただきありがとうございます。

令和元年度の第2回の子ども・子育て会議ということでございます。今、子どもたちは夏休み期間にあり、朝は巡回ラジオ体操ということで、8月1日から10日まで、スポーツ協会の役員の皆様とともに、各地を回らせていただいています。子どもたちも元気よく参加してくれています。また、夜は土日になりますと盆踊りが各地域で開かれておりまして、こちらの方も本当にたくさ

んの子どもたちが参加してくれています。ラジオ体操にしても、盆踊りにしても、いろんな諸行事はやはり、子どもたちが参加してくれることによって活気がでますし、私たちも元気をもらえ、また地域のコミュニティの力も強くなっていくものと考えております。子どもをしっかりと育てていくということは、私ども行政が地域の皆さんと一緒にやっていくというのが大事なかな、と改めて感じました。本日は5月30日の会議に引き続いての第2回の会議ということで、先だっの会議では令和元年度の子育て支援事業における重点事業の報告をさせていただきました。また、今策定をしております第2期の知立市子ども・子育て支援事業計画の素案についてもご報告させていただき、皆様から色々な意見をいただき、審議していただいたところでございます。そうしたことを踏まえながら、今回は第2回ということで改めて皆様から色々なご意見、ご提言をいただいて、よりよい事業計画にしていきたいと思ひます。

本日もどうぞよろしくお願ひいたします。

(事務局)

続きまして、資料の確認をお願ひいたします。机上に委員名簿を配布させていただきました。裏面に席次を印刷しておりますのでご確認ください。

#### <資料の確認>

(事務局)

本日の会議におきましては、皆様に第2期子ども・子育て支援事業計画につきまして協議いただきます。この会議で協議いただきましたことをもとに、県に計画案の確認をいただく予定となっておりますので、よろしくお願ひいたします。

また、本日ににつきましては、医師会代表の豊田委員、幼稚園代表の川合委員、衣浦東部保健所長の丸山委員、労働者代表の大森委員につきましては欠席のご連絡をいただいておりますので、ご了承いただきたいと思ひます。また、市内居住者代表の永田委員、保育園保護者代表の太田委員については欠席のご連絡をいただいておりますが、遅れてこられるかもしれないということですので、よろしくお願ひいたします。

委員総数19人のところ、本日の出席委員は13人で、その過半数に達しておりますので、知立市子ども・子育て会議条例第5条の規定により、ただ今から、令和元年度第2回知立市子ども・子育て会議を開催させていただきます。

それでは蔭山会長よりご挨拶をいただきます。よろしくお願ひいたします。

(蔭山会長)

まず、この暑いところ、お集まりいただきありがとうございます。私は50数年、大学の教授をしております、夏はいつも涼しいところに集中講義をいくことになっていて、それが楽しみになっていたのですけれど、今や日本全国どこへいっても35℃以上ということす。幸い退職しましたので、もういなくて済むのですけれど、日本全国、暑さのせいで住みにくくなったというのが実感です。すこし暑いですが今日は大事な会議ですので、皆さんの率直なご意見を頂戴してよりよいものにしていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

(事務局)

ありがとうございました。

これより議題3の報告事項に入りたいと思います。ここからの会議進行につきましては、蔭山会長にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

(蔭山会長)

はい。今日は二つの議題です。1つは報告事項、2つは協議事項ということで、まず、報告事項からお願いします。3. 報告事項「第1期知立市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況」について、事務局から報告をお願いします。

## ■報告

---

### (1) 第1期知立市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について

#### <資料に基づき事務局説明>

(蔭山会長)

進捗状況と目標事業量について説明がありましたが、何かご質問やご意見ございますか。

(北村委員)

毎回同じことを言っているのですが、これでは現状がわかりません。検討しました、とあるだけで、具体的にどうなったのかがわからないので、次の計画につながっていかないと思います。進捗のチェックを行わないといけないと思うのですが、いかがでしょうか。

(蔭山会長)

進捗状況を考えるのに、この資料では現状が見えにくいというご意見です。

(事務局)

今のご意見についてですが、やはり資料が少しわかりにくいかと思います。資料1の表の右側に「令和元年度実施予定」という欄がありますが、そこに「継続して、実施します」とある事業については、おおむね良好なカタチでできているのかな、という認識しております。それ以外については、何らかの課題がありますので、課題を整理して実施していきたいという方向です。以上です。

(北村委員)

努めます、とか、検討します、とかいうのは、政治家がよく使う言葉ですけど、検討します、とあるのは具体的にはどうあるのがベストであるのか、具体的な数値がほしいと思います。

(蔭山会長)

資料の中で何か知りたいことがあれば、具体的に出していただいた方が良いでしょう。

(北村委員)

最初にみてわかりにくいと感じたので、全部をみていないので、具体的にはないです。

(蔭山会長)

全部に目を通していただけると嬉しいのですが。

(北村委員)

はい。

(蔭山会長)

他に何かあればどうぞ。福井先生どうぞ。

(福井委員)

はい。この進捗状況には「むすびあい教室」について書かれていないのですが、何か理由があるのでしょうか。

(蔭山会長)

不登校問題への取り組みとして書くことはできますか。

(事務局)

適応指導教室になりますので、資料1の6ページの下半分のあたり、このあたりに入ってくると思うのですが、考えさせていただきます。

(蔭山会長)

この「むすびあい教室」の事業は子ども・子育て支援事業計画には入ってなかったのですか。

(事務局)

今確認しております。

(蔭山会長)

福祉の計画には入っているのですね。学校教育の段階での不登校の課題というのは、親御さんにとっても大きな問題となっていると思いますので、充実していくのは大事かと思います。入れるとしたら、「継続して、実施します」ということになると思いますが、現状について説明していただけますか。

(事務局)

「むすびあい教室」は早期適応教室といい、不登校・いじめ未然防止対策協議会により実施している事業で10名程度が通っています。少し学校に行きづらい子どもたちで、学校にはいけないけれど、前段階として、東小学校内の教室で学習をしたりということをしています。現在小中学生、特に中学生が多いですが、こういったことで不登校への支援を行っています。

(蔭山会長)

今現場からご意見がございましたので、考えていただきたいと思います。

(福井委員)

学校に復帰できたケースもありますので、すごく大事な事業だと考えています。

(蔭山会長)

計画の中で扱ってほしいというご意見とも受け取れるのですが、いかがでしょうか。

(事務局)

1期の計画には不登校の話は全く入っていませんが、今回の2期の計画では、P31に「いじめ・不登校に関する支援」ということで不登校に関する支援について掲載をしています。そのあたりで、「むすびあい教室」の取り組みも入れていくことを検討させていただきたいと思います。

(蔭山会長)

知立市では不登校に関するユニークな取り組みが前の市長の時からあって、不登校対策ではなくて、未然防止という観点の事業になっているんですね。ですので、他の市町とくらべて非常に広い活動をしていて、不登校の子どもを出さないという取り組みをしているのです。そういう意味では障害を持たない一般の子どもの健全育成に、学校教育を中心として適応教室を実施していて、あるいはチャレンジキャンプのように、不登校になってしまった子どもが成長するための機会など様々な取り組みがあるわけですので、子育て支援の一環として考えていただいて、計画に掲載するようにしていただきたいと思います。

他にはいかがでしょうか。

(船戸委員)

予防接種についてですが、2期の予防接種はだいぶ時間がたってから受けないといけないので、忘れてしまって受診率が低いことがあると思います。接種の間隔があいてしまうものについては、その都度受診券を送るなどの対策をしてほしいと思います。あと、未受診者への受診勧奨はどのタイミングで行っているのでしょうか。

(事務局)

予防接種につきましてはかなり種類も多く、最初に1セットの受診券を渡して、順番に接種してもらっている状況です。言われるように最初のほうは忘れない感じなのですが、次が小学校5年生とか間があいてしまうと忘れてしまうこともあるように感じます。受診勧奨については、ワクチンは何歳までに打たないといけないという期限があって、期限を過ぎてしまうと自費扱いになってしまいますので、それを防止する目的で勧奨を行っています。期限が切れる前に勧奨しており、未受診項目が複数の人には直接電話で勧奨したり、状況に応じて臨機応変に電話や文書等で勧奨を行っています。今後のやり方については、その都度に配布するやり方もあると思いますが、種類が多くかえって混乱するかもしれないですし、少し整理して考える必要があるかと考えます。今言えるお話はここまでです。

(蔭山会長)

ご意見を頂戴したということで、担当部局で検討して、よりよいものにしていただけていますか。よろしくお祈いします。そういうことでよろしいでしょうか。

(船戸委員)

検討していただけるということですか。

(蔭山会長)

ご要望を承ったということでよろしくお祈いします。

(宇野委員)

さっき福井先生が言われていたのですが、進捗状況は第1期のまとめですよね。第2期については令和2年度から実施するもので、これについても新たに進捗状況を整理するわけですよね。ですので、不登校とか日本語指導とか2期で入ってくるものについては、新たに進捗管理をしていくわけですので、1期の進捗状況のところには不登校の事業を入れなくてもよいと思います。

(事務局)

おっしゃられたとおりで、1 期には入っていない事業でしたので、進捗状況の資料にも入っていないということで、2 期については不登校とかの事業も入ってきますので、2 期の進捗状況のときには「むすびあい教室」ですとか、外国人への支援ですとか、そういったことを含めて進捗状況を管理していきたいと思います。

(蔭山会長)

結論はどうなりますか。

(事務局)

2 期の計画で「むすびあい教室」とか不登校の事業は扱っていききたいと思います。

(蔭山会長)

ほかには何かありますか。特にないようでしたら、進捗状況については承認いただいたということよろしいでしょうか。

それでは議題 4 の協議事項について説明をお願いします。

## ■協議事項

### (1) 第 1 回会議での質問に対する回答「知立市の虐待・貧困の状況」について

#### <資料 3 に基づき事務局説明>

(蔭山会長)

虐待の状況と貧困率について事務局から説明がありました。何かご質問やご意見ありますでしょうか。

私の方から質問ですが、知立市の虐待の件数は他の市町と比べて多いのでしょうか、少ないのでしょうか。人口比でみてどのような状況なのでしょうか。

(事務局)

平成 29 年度の比較になりますが、碧南市が 25 件、刈谷市が 75 件、安城市が 115 件、知立市が 42 件、高浜市が 46 件ということです。知立市は高浜市よりも人口が多いので高浜市よりは少ないといえると思います。しかしながら碧南市は虐待件数が少ないですし、人口比から考えると中間くらいかなと考えています。

(蔭山会長)

ただ、平成 29 年度だけで傾向をとらえるのは難しいと思います。年度で変動が大きいので、もう少し長期的にみて判断しないとイケないと思います。私の記憶では知立市は少ないというふうに思っているのですが、ひとつの年度をみるのではなく全体的にとらえて、またご報告ください。そして、虐待の通報や相談は色々な方法があると思うので、資料にあるように、家庭児童相談室の件数だけで虐待相談の件数をとらえるのはよくないと思います。虐待の情報は家庭児童相談室に集約されるのですか。

(事務局)

今日お配りした資料 3-1 は知立市の家庭児童相談室で相談があった件数だけです。しかしながら今おっしゃられたように、色々な相談の場がありますので、そのあたりの状況についても今後把握していきたいと思います。

(蔭山会長)

そうですね。データはやはり多面的にみていかないといけないと思います。総合的にとらえるという視点をもってやってほしいと思います。

他に何かございますか。

(北村委員)

資料のタイトルには「知立市の」という文言を入れておいてください。今、会長がおっしゃられたとおりなのですが、実質的な虐待の件数を把握するようにしてほしいです。あと、資料の件数は延べ数でなくて実件数ですか。あと、虐待に対しての計画の効果はどのようになっているのか考察を教えてくださいたいです。あともう 1 点、貧困家庭の数は増えているのか、減っているのか、知立市の施策の効果について教えてくださいたいです。

(事務局)

まず、虐待に対する知立市の施策の効果についてですが、色々な通報や他市からの転入の方の対応が中心となっていて、通報があったところに対して、今の状況が少しでも改善するように支援を行っているという状況です。今後は警察や刈谷児童相談センターとの連携・協力体制を強めて役割分担を明確にし、対応していかなくてはいけないと思っています。あと、現在はネグレクトといった保護者に子どもの養育の力がないケースも多くみられます。そのあたりもしっかりやっていかなければいけないと思います。身体的虐待はさほど件数は増えていないのですが、ネグレクト、心的虐待は今後増えていくのかな、という見解をもっています。

知立市の子どもの貧困については、生活保護世帯についてみると以前よりは確実に減ってきています。西三河地方については、今、求人の状況がよい状態ですので、貧困世帯というのは減ってきているように感じています。

(蔭山会長)

資料にあるのは相談を受けた件数ですので、実は虐待の実態はわからないということです。家庭児童相談室というのは児童相談センターではないので捜査権はないですね。通報するしかないわけですよ。その結果どうなったかもわからないわけですよ。深刻な事例は件数が少なくても、命にかかわる場合もあるので大変危ないわけですよ。もう少しきめ細かい網を張って対応しないといけないと思います。幸い知立市では死亡するケースは発生していませんが、1 人でも命を落とすようなことがあってはいけないのです。ネグレクトは早急に命にかかわることはないかもしれませんが、身体的虐待は命にかかわってくる虐待です。一番危険な虐待です。ネグレクトよりも全国的にも多いのが実情です。そういったことも踏まえると、家庭児童相談室の相談件数のデータが虐待の実態であるとは考えにくいと思っています。知立に起こっている虐待に対して、どうケアして、どうなったかというのを把握するのはとても難しいことだと思います。日本の民

法は、「親が子の教育について第一義的責任を有する」とうたっているため、親を変えて虐待を防止しようとするのですが、虐待のような事件を起こす親はなかなか変わることができない。変えることは難しいのです。さらに、その後の親子関係とかもあって、虐待にはデリケートな問題があるわけです。このデータで虐待の実態を把握しているという考えは危険なので、よく検討してください。

虐待の問題はここまでにします。他に何かありますか。

(北村委員)

追加をお願いします。ネグレクトや心的虐待というのは、今は大丈夫かもしれないですけど、後々に愛着障害をもたらす場合もあります。大きくなってから事件が発生しているといったことがだいぶわかってきています。なので、ネグレクトといった育児不安というよりも、育児ができない親のもとで育った子どもが将来愛着障害を発症し、人を殺したり、といった犯罪につながっている場合が多くなっています。なので、そういうことを含めた調査やケアが必要ですし、取り組みに対する効果の検証が必要かなと思います。

また、貧困の中には就労したいけれどもできない人もいらっしゃいますが、就労自体が難しい人、働くことができない人がいるわけです。そこに対する支援についても考えていただきたいな、と思います。

(蔭山会長)

要望として、対応を検討していただきたいと思います。

他、何かございますか。ないようでしたら、資料2の説明に入っていただきたいと思います。

## (2) 第2期知立市子ども・子育て支援事業計画について

### <資料2に基づき事務局説明>

(蔭山会長)

見ただけではなかなか理解できないので、すぐに回答するのは難しいのではないかと思います。検討をする時間がもう少し必要ではないでしょうか。今回の場合について言うと、検討する時間を設けるために会議の開催時期をもう少し後ろにずらすなどの配慮があってもよかったように思います。そのあたりもまた検討してみてください。

非常に難しい問題を投げかけられたわけですが、ご意見をいただきたいと思います。

(北村委員)

幼児教育・保育の無償化のこともあると思うので、そのあたりの影響がどのようにでてるのか懸念しているところですが、保育園の2歳児と3歳児の入所率については、国の資料では、3歳児は5パーセントくらいが入所していないという状況だそうです。児童推計をコーホート変化率法で考えてよいのかどうかという疑問があります。統計的なデータだけで、ニーズ量を算出するのはどうかと思うのですが、そのあたりはいかがでしょうか。

(事務局)

10月1日から幼児教育・保育の無償化が始まるということですが、幼稚園につきましては3歳以上の子どもたちが無償化の対象になるということです。保育所については0～2歳の非課税世帯の子どもたちから無償化になります。幼稚園と保育所の無償化は若干異なるということがありますが、そういった状況の変化の中で需要をどう見込むのかについて非常に悩みました。無償化を受け、皆さんがどう動くのかといったことは本当のところはわからないわけですし、今はコーホート変化率法で計算をしていますが、実際に始まって令和2年度の実績に大きな動きがあった場合には、見直しを行っていく必要はあるのかな、と考えます。ですが、今現在は予測ができない状況ですので、このかたちのままでというふうに考えています。

(蔭山会長)

よろしいですか。予測はなかなか難しいですね。

(北村委員)

現在の3歳児の入所率はわかりますか。4・5歳は全国的にみるとほぼ100%に近い状況ですが、3歳は5～6%くらい利用していないと思います。

(事務局)

3歳の利用率は93.5%です。

(北村委員)

とすると、無償化になると利用する人が増えるかもしれないということですね。

(事務局)

少し説明させていただきます。今回の1号認定と2号認定の①については、令和元年で749名となっています。令和2年においては921名にまでは伸びるだろうというシミュレーションをしています。具体的にいうと、アンケート調査結果では、保育所から幼稚園に172名程度移行していただくということです。ですので、無償化後は幼稚園の利用が増えていく傾向にあると考えています。

(蔭山会長)

よろしいですか。他にはいかがでしょうか。

(福井委員)

さきほどの不登校のことについてになるのですが、今、学校教育の現状をみると、不登校の児童・生徒というのは全国的に年々増加傾向にあります。もちろん知立市においても同様の傾向にあります。そういう状況にあるにもかかわらず、不登校への対策っていうのは、計画素案のP31の真ん中のところだけにしか書かれていないです。でも実際には「むすびあい教室」ですとか、そういう事業があるわけです。7月25日の教育新聞というものによると、他市では結構色々な取り組みをしています。例えば、豊橋市の適応指導教室の「ほっとプラザ」ではそれなりの施設をもって、スクールソーシャルワーカー、臨床心理士を配置して対応をしています。その他でも、大府市では教員免許を持った指導員が相談指導に応じていたり、刈谷市では3か所の適応指導教室に加え、不登校児童が過ごせるスペースがあったりしています。最後に実態はよくわからない

ですが、岐阜市では、中学校を対象に令和3年度から不登校特例校を開校するという事です。このように他市では不登校に対する取り組みが充実しています。先ほどの大府市では学校の授業をライブ配信するようしたりもしています。こういった中で知立市はどうか、と考えると、計画書のP31に少しだけ取り組みが載っているだけで、これで本当にいいのかという感じがします。いじめ・不登校を未然に防止するという意味では今までもやってきたわけですが、今後このようなかたちだけでいいのかという疑問があります。計画書のP32以降には「きめ細かな取り組みが必要な家庭や子どもへの支援の充実」という項目があります。ここには外国人の支援などもあるわけですが、不登校の児童に対する支援についても、このあたりできちんと対応してはどうかと考えます。

(蔭山会長)

事務局、何かありますか。

(事務局)

計画書P31のところでございますが、今は基本目標4「子どもの権利の保障と健全育成への支援」の中でのいじめ・不登校対策の充実ということになってはいますが、事業内容の「総合的かつ効果的ないじめ対策を推進するため、「知立市いじめ防止基本方針」に基づき、「知立市不登校・いじめ未然防止対策協議会」を開催し、学校、家庭、関係機関等の連携を図り、いじめや不登校の防止と早期発見、早期対応に向けた取り組みを推進します。」といった中で各事業について表現をしているところで、細かな取り組みについてはあげられてはおりません。その他の内容としましては「目的に応じた推進組織を設置するとともに、関係機関の連携を強化し、支援の充実を図ります。」とあるように、学校教育課が中心となって、今後取り組みを進めていく、ということでご理解いただければいいのかな、と考えています。ただし、先ほどご意見がありましたように、未然防止ということに重きを置いて取り組んでいるところもございますので、不登校になってしまった子どもたちへの取り組みといったことについては、P32以降にあげていくということも検討していきたいと思いますが、基本目標4「子どもの権利の保障と健全育成への支援」の中に、いじめ・不登校対策というくくりがありますので、どこにどう位置付けるかについては、さらに検討をしていきたいと思います。

(蔭山会長)

私の意見ですけれど、いじめについても不登校についても、知立市はもう少しきめ細かに対応していかななくてはいけないと思います。基本目標4の「(1)子どもの権利の保障」というところに「いじめ・不登校対策の充実」が入っているのですが、いじめは権利の保障に関連すると思いますが、不登校についてはこのくくりの中に入らないのではないのでしょうか。広くとらえると、権利ともいえるのですが、もっと個別な配慮ということになると思いますので、いじめと不登校を切り離して考えてはどうでしょうか。位置付けとして不登校は、基本目標4の「(2)子どもに寄り添った支援の充実」のところになるのではないかと考えますが、検討いただければと思います。せっかく知立市でも取り組みをやっているのに、計画書に掲載しないのは残念なことです。

他にはいかがでしょうか。

(北村委員)

すみません。計画書の基本理念のところの文章に、「子育てについては、家庭が教育・保育の原点であり、保護者が第一義的な責任を有することが前提となりますが、」とありますが、子どもの権利条約からすると、第一義的な責任が親というのはどうかと思います。親にも責任はあるけれど、地域にも責任がある。同じレベルで子どもをみていきましょう、という方向でいくべきではないかと思います。その下にも、「子ども・子育て支援は、保護者の育児を肩代わりするものではなく、」とありますが、肩代わりすることもあるのです。なので、この部分に少しひっかかります。市は支援しますが、というふうにも聞こえてしまいます。支援はしますが、守りませんよ、というふうにも聞こえてしまいます。子どもの権利条約では、地域も子どもの権利を守るという方向になっているので少し考えていただきたいです。

それと、先ほどからあるように、不登校については危険信号がでるまでは、問題になかなか気づけないものですが、親御さんにするとすごく深刻な大きな問題なのできちんと対応していただきたいと思います。保育所では不登校の問題はないのに、小学校になったら急に問題になるのはなぜだろう、と考えます。そういったところをもう少し丁寧にやるべきかな、と思います。

(蔭山会長)

事務局、何かありますか。

(事務局)

ご指摘ありましたように、P12の「第一義的な責任」ですとか、「肩代わりするものではなく」といった文言については、少し内容を検討したいと思います。また、不登校の話についても、「子どもに寄り添った支援の充実」という項目に入ってくると思いますので、そのあたりも検討させていただきたいと思います。

(蔭山会長)

「第一義的な責任」という表現については、厚生労働省は民法を基準に考えているのですね。民法では、子育てについての第一義的責任は親にある、としているものですから、それで、第一義的な責任は親にあります。それを行政がサポートします、といった表現になってしまうわけです。ですので、子どもの権利条約から考えるか、民法で考えるか、で表現が異なってくるわけです。ところが日本の民法は古くなりつつあって、変更する方向に動いていると思うけれど、まだ根本は変えていなくて、第一義的な責任は親にある、ということは残っているのです。親の親権、権利は民法で保障されているので、親が体罰をして何が悪いのか、懲戒権は民法に守られている、といった論争になるわけですが、そこを今回の児童虐待防止法の改正で、それは認めない、体罰は行き過ぎである、となったわけです。なので、民法は変わっていく方向で動いているとも考えられますし、知立市が民法の視点から考えなくてもよいと思うので、今の意見についてもう少し考えていただけたらと思います。こういった計画書では、枕詞のように、第一義的な責任は親にある、という表現になることが多いのも事実です。私はあまり好きではないけれども、行政的にはやむを得ないのかな、とも感じています。このことに関しては、市長をはじめ、事務局で検討いただければと思います。

少し話がそれましたが他に何かありますか。私の方から2点お願いがあります。

1点是用語なのですが、P14の横断的視点という表現ですが、少し使い方がおかしいと思います。妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を意味しているのですよね。つまりフォロー体制を意味している。となると、縦断ですよね。子どもが大きくなるまで、といった縦の視点です。同じ年齢の子どもを横に並べてみるというのが横断です。ですから、縦断的視点と言った方が正確だと思います。これは私の意見ですので、横断にこだわる理由があるならご説明ください。

もう1点は、ニーズの推計値について時間的余裕をもって検討できるようにしてほしいと思います。それと、推計値を算出する際の考え方、これをしっかり示してほしいです。口頭で考え方について説明されてもなかなか頭に入ってこないです。推計値を考えるにあたっては、最終的な数値よりも根拠というか考え方が大事ですので、考え方を議論していかないといけないと思うのです。考え方を含めて資料を整理してほしいと思います。数値だけ送られてきても何を検討していいのかかわからないです。推計値算出の考え方をしっかり示して、それを考える時間をしっかりください、というのが私の要望です。以上2点です。

さて、他に何かありますか。

(事務局)

今、ご指摘のありました横断的視点につきましては、行政側としての色々な施策の横の横断、それと色々な課とのつながりという意味での横断、そういった意味での使い方をしていきます。

(蔭山会長)

そういう意味なら横断ですよね。私は妊娠期から子育て期までを追跡して支援する、といったところが重要かと思いましたが縦断的といったのですが、そこはお任せします。

(事務局)

それと、推計値算出の考え方といいますか、根拠については説明不足かな、と感じるところもございますので、次回の会議でしっかり説明し、検討いただけるようにしたいと思います。

(蔭山会長)

そうすると、今日の段階で意見をまとめなくてもいいのでしょうか。

(事務局)

はい。

(蔭山会長)

わかりました。議題4については次回に検討ということでよろしいでしょうか。

他に何もなければ終了したいと思いますですがよろしいでしょうか。

(事務局)

今後のスケジュールですが、今回ご意見等がなければ、パブリックコメントに進める予定でしたが、色々なご意見を頂戴しましたし、事務局の説明不足のところもございましたし、次回10月30日の会議で最終案をご検討いただけたらと思います。また、この計画には県の承認が必要となってきますので、県の承認の方も並行して行っていきたいと思っています。今回ご指摘いただいたところを検討し、県の承認を得て、最終案を示す予定でございます。よろしくお願いたします。

(蔭山会長)

確認ですが、この件はもう一回議題として扱うので皆さんのご意見を頂戴する機会があります、ということで間違いないでしょうか。

(事務局)

はい。

(蔭山会長)

それと合わせて、県の了解を得る手続きを進めるということですね。最終の計画書については、10月30日にもう一度検討するというところでよろしいですね。

(事務局)

そのとおりです。最終的にはパブリックコメントということで、市民の皆様からの意見を頂戴して、1月か2月に最終の会議を行いましてパブリックコメントの結果を報告するという方向です。その会議が最終の承認の場となります。

(蔭山会長)

パブリックコメント以降はこの委員会から責任が離れますので、我々は最終案を承認して、それから市民の皆様への承認をいただく、という流れですね。

(事務局)

はい。パブリックコメントが終わった後、最終的な案をこの会議で示させていただきます。

(蔭山会長)

他、事務局からは何かありますか。

(事務局)

先ほど具体的なスケジュールについて少し触れましたが、次の会議の開催は10月30日午後2時からを予定しております。今回皆様方から頂いた意見を反映し、また県の修正指示も反映し、10月30日の会議で検討いただきたいと思います。事務局からの連絡は以上です。

改めまして、本日はご多用の中、お集まりいただきましてありがとうございます。

(蔭山会長)

市長から何かありますか。

(市長)

はい。ありがとうございました。本日も色々なご意見いただきましてありがとうございます。不登校の子どもたちが非常に増えていっている中、きめ細やかな対応等については考えていかななくてはいけないと思います。あと、先ほど、「第一義的な」という表現に対してもご意見いただきましたが、知立市には子ども憲章の理念をもとにした知立市子ども条例がございますので、それに沿った表現にしていきたいと私としては考えております。あわせて、ニーズ推計値の根拠をしっかりと示すといった点についても、数値よりもまず根拠や考え方を示さないと議論にならないと反省しております。いずれにしましてもしっかりと計画を作ってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

以上